

議案第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年） 月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例

宝塚市立健康センター条例（昭和62年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康増進法等に基づく検診の部肺がん検診（間接撮影）の項中「（間接撮影）」を削り、同部^{かくたん}喀痰細胞診（肺がん検診受診者で^{かくたん}喀痰細胞診が必要なものに限る。）の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1健康増進法等に基づく検診の部肺がん検診（間接撮影）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市立健康センター条例(昭和62年条例第18号)新旧対照表
 (現行)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
健康増進法等に 基づく検診	基本健康診査	1件	1,000円
	胃がん検診	1件	1,000円
	肺がん検診(間接撮影)	1件	400円
	かくだん 喀痰細胞診(肺がん検診受診者でかくだん 喀痰細胞 診が必要なものに限る。)	1件	800円
	大腸がん検診	1件	500円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(けいぶ 頸部細胞診)	1件	1,000円
	肝炎ウイルス検診	1件	800円

(改正案)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
健康増進法等に 基づく検診	基本健康診査	1件	1,000円
	胃がん検診	1件	1,000円
	肺がん検診	1件	400円
	大腸がん検診	1件	500円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(けいぶ 頸部細胞診)	1件	1,000円
	肝炎ウイルス検診	1件	800円

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由・経緯

宝塚市立健康センターで実施している肺がん検診では、重喫煙者を対象に胸部 X 線検査と喀痰細胞診を併用しています。しかし、令和 7 年（2025 年）9 月 12 日に発出された「有効性評価に基づく肺がん健診ガイドライン 2025 年度版」では、胸部 X 線検査は有効とされていますが、喀痰細胞診との併用については対策型検診・任意型検診いずれにおいても実施しないことを推奨するものとされました。

これに伴い、厚生労働省が策定する「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」においても、推奨する肺がん検診の項目から喀痰細胞診が削除され、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から適用されることになりました。

このため、宝塚市立健康センター条例で規定する健康増進法等に基づく検診から^{かくだん}喀痰細胞診を削除するほか、所要の見直しを行うため、条例を改正しようとするものです。

2 改正の内容

宝塚市立健康センターで実施する^{かくだん}喀痰細胞診の廃止に伴い、別表第 1（第 5 条関係）中、^{かくだん}喀痰細胞診の項を削除するものです。

（改正前） ^{かくだん}喀痰細胞診（肺がん検診受診者で ^{かくだん}喀痰細胞診が必要なものに限る。）

1 件 800 円

（改正後） 削除

3 施行期日 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日

4 参考

（1）^{かくだん}喀痰細胞診検診対象者 40 歳以上の市民のうち、重喫煙者※

※ 1 日あたりの平均喫煙本数と喫煙年数を掛け合わせた「喫煙指数」が 600 以上の方

（2）令和 6 年度（2024 年度）受診者数 459 人（要精密検査 0 人）

（健康センター 39 人、市内実施医療機関 420 人）

なお、市内実施医療機関で行う^{かくだん}喀痰細胞診についても廃止します。

（3）対策型検診と任意型検診について

ア 対策型検診

指針に含まれているがん検診をいい、対象集団におけるがんの死亡率減少を目的として有効性が確立されている検診であり、市民が検診による利益を公平に受けられるよう公的資金を投入して実施すべき検診とされています。

イ 任意型検診

指針に含まれていないがん検診等をいい、がんの死亡率減少に関する証拠が不十分であり、個人が自身の考えのもとで死亡リスクを下げるために受診するものとされています。